

令和2年度対策地域内廃油回収等業務（その3）（単価契約）

仕様書

1. 業務の目的

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地震と津波により、大量の災害廃棄物が発生し、その一部は東京電力福島第一原子力発電所における事故による放射性物質により汚染されている。放射性物質による汚染に対処するために制定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）において、同法に定める対策地域内廃棄物は、国がその処理を実施することが定められている。また、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に基づき特定復興再生拠点の認定を受けた区域における対策地域内廃棄物の処理も実施することとなっている。

本業務は、双葉郡双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、葛尾村及び相馬郡飯舘村内の特定復興再生拠点区域において発生した廃油について、処分等を実施することを目的とする。

なお、本業務では、廃油の運搬及び処分等ごとに単価契約を行うものとする。

2. 業務履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）までとする。

なお、令和3年3月31日（水）より前であっても、本業務で行うこととしている作業が全て終了したと環境省担当官が認めた場合は、その時点で終了するものとする。

3. 業務の内容

（1）業務の対象範囲

①回収対象とする場所

1)個別回収

双葉町、大熊町で回収を希望する住民（以下、「希望者」という。）の自宅等。実施に当たっては、具体的な場所を環境省担当官から指示することとする。

2)仮置場回収（特定復興再生拠点区域で発生したものに限り）

廃油は、環境省が設置した仮置場（以下、「保管場所」という。）10か所前後で保管されており、実施に当たっては、具体的な保管場所を環境省担当官から指示することとする。

②回収する廃油の種類

以下の液状廃油とする。

1)第1石油類

・ガソリン、ガソリン等揮発性燃料油との混合油、廃シンナー及びその混合物

2)第2石油類～第4石油類

・灯油、軽油、重油、潤滑油

3)不明混合廃油

・動植物油、1)及び2)に区分出来ない廃油、水が混入している廃油

③回収する廃油の予定数量

- 1) 第1石油類
 - ・個別回収、仮置場回収：約 500ℓ
- 2) 第2石油類～第4石油類
 - ・個別回収、仮置場回収：約 40,000ℓ
- 3) 不明混合廃油
 - ・個別回収、仮置場回収：約 3,000ℓ

(2) 積込

①個別回収

- 1) 廃油保管管理表に基づき、回収計画を作成し、環境省担当官へ提出すること。
- 2) 円滑な個別回収作業を行うため、必要に応じて現地確認を実施すること。
- 3) 希望者の自宅等へ訪問し、ホームタンク、ドラム缶、一斗缶、ポリタンク等の容器(以下、「廃油容器等」という。)から廃油を抜き取り回収を行うこと。
- 4) ガソリン携行缶等の廃油容器等を回収する場合は、廃油容器等の表面放射線量を測定し、13,000cpm未満であることを確認したものを積込みすること。
- 5) 積込み当たって、希望者の自宅周辺の現状を変更しないよう、養生をするなどをして、保存に努めること。
- 6) 廃油の抜き取り回収はタンクローリーで対応することを原則とし、廃油容器等ごと積込むことが必要な場合は、トラックに積載回収することとし、その場合については環境省担当官と協議すること。
- 7) 事業系箇所より大量に回収する場合は、12 t タンクローリーを受注者で用意して回収すること。

②仮置場回収

- 1) 廃油保管管理表に基づき、回収計画を作成し、環境省担当官へ提出すること。
- 2) 円滑な仮置場回収作業を行うため、必要に応じて現地確認を実施すること。
- 3) 回収計画時以降に、仮置場へ新たに保管された廃油容器等は、極力回収すること。
- 4) 保管場所において、運搬車両に積込を行うこと。廃油の積込後は、回収場所周辺に漏油がないか確認し、漏油箇所は、拭き取り、中和清掃を行うこと。
- 5) 廃油容器等の積込時に表面放射線量測定を行い、その測定結果について、処理施設において本業務以外に通常引取りを行っている廃油容器等の表面放射線量と同等以下であることを確認すること。確認の結果、処理施設において本業務以外に通常引取り表面放射線量と同等と認められない廃油容器等があった場合は、環境省担当官に速やかに報告すること。
- 6) 損傷による漏洩対策が必要な廃油容器等は、受注者の負担で漏洩防止用の容器に入れて回収するなど、必要な対応を行うこと。
- 7) 事業系から大量に搬入された場合は、12 t トラックを受注者で用意して回収すること。

(3) 運搬

- ①運搬車両に積込を行った廃油は、消防法(昭和23年法律第86号)第11条に基づく危険物製造所等の設置の際に、第4類危険物全ての許可を受けた施設(以下、「処理施設」という。)まで運搬を行うこと。
- ②個別回収は土、日、祝日以外の日の9:00から17:00までの間に行うこと。また、保管場所からの回収は8:30から17:00までの間に行うこと。
- ③保管場所から処理施設までの運搬経路は、可能な限り通学路を避けるとともに、やむを得ず通学路を走行する場合は十分な減速を行う等安全対策に配慮すること。

- ④運搬は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)等の関係法令及び廃棄物関係ガイドライン* (平成25年3月第2版 環境省)に従って行うこと。

※ <http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html>

- ⑤運搬に当たって、ごみや汚泥により道路やその他施設等を汚さないようにすること。

(4) 廃油の処分

- ①廃油は、処理を行う前に全量を計測すること。計測結果の単位はℓとすること。
②個別回収及び仮置場回収から受注者の処理施設に運搬した廃油は、全量再生処理すること。
なお、再生処理出来ない廃油容器等再生材以外のものは、4.(1)⑨に示すフレキシブルコンテナに詰めて、環境省担当官が指示する仮置場に返却すること。

(5) 管理

- ①処理施設へ廃油等を搬入した後、処分を実施するまでの間に廃油を一時的に保管する場合は、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令及び廃棄物関係ガイドラインに従って、空間線量率の測定(7日に1回。保管をしている場所の敷地境界4点及び敷地中心付近1点の計5点。)、地下水中の放射性物質濃度の測定(1月に1回。保管している場所周縁の1か所。)等の必要な措置を講じること。

4. 留意事項

(1) 基本事項

- ①受注者は本業務の実施に当たって、業務責任者を選任して安全第一に履行すること。
②作業は、安全及び事故の未然防止を常に心がけ、環境省担当官の指示に従って行うこと。
③運搬作業に当たっては、保管場所の舗装等を損壊しない車両等を用いること。運搬作業に当たって、万が一、舗装等の損壊などの事故等を発生させた場合は、直ちに環境省担当官に連絡し、受注者の負担で原状回復、損害賠償等の必要な対応を行うこと。
④本業務期間中における廃油容器等の飛散防止等の安全管理を徹底すること。また、環境省担当官から、安全対策のための措置を求められた場合は、速やかに応じること。
⑤保管場所においては、洗浄等の水を使用する作業及び火(火種となるような火花も含む。)が生じる作業は行うことができないので留意すること。
⑥保管場所の施錠を環境省担当官から委任された場合には、飛散防止措置、火気等の安全を確認した後に施錠を行い、その旨の連絡を環境省担当官に行った後に、保管場所から退去すること。
⑦受注者は、業務期間中に事故が発生した場合には、直ちに環境省担当官に通報するとともに、環境省担当官が指示する様式で、指示する期日までに事故発生報告書を提出すること。
⑧受注者は、作業員に対し、適宜、安全対策、放射線防護対策、衛生管理及び避難指示区域の特性を踏まえた対応(単独行動の禁止、防犯対策、事故・事件・渋滞への対応等)の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に履行されるように管理すること。
⑨使用するフレキシブルコンテナは、受注者が用意すること。また、フレキシブルコンテナの仕様は以下のとおりとする。

使用前に、以下の性能を有することを証する書類を環境省担当官に提出し、協議して決定すること。

なお、保管の方法等により、防水性その他特別な機能が必要な場合は、環境省担当官が別途、性能について指示することがあるので、指示に従うこと。

- 1) クロス形フレキシブルコンテナ又は耐候性大型土のう袋の場合
 - ・日本フレキシブルコンテナ工業会が定めている「除染ガイドラインに沿ったフレキシブルコンテナ」のクロス形フレキシブルコンテナの仕様、又は財団法人土木研究センターが定めている「耐候性大型土のう積層工法設計・施工マニュアル」の耐候性大型土のう袋の仕様を満足していることを公的試験機関で証明された製品とする。
 - ・遮水性を有する内袋を付する場合にあっては、当該内袋は、環境省担当官が別途指示する性能を有する製品とする。
- 2) ランニング形フレキシブルコンテナの場合
 - ・日本フレキシブルコンテナ工業会が定めている「除染ガイドラインに沿ったフレキシブルコンテナ」のランニング形フレキシブルコンテナ J 型 1 種の仕様を満足していることを公的試験機関で証明された製品とする。

(2) 作業管理

- ①受注者は、資機材の選定、使用等について、あらかじめ業務計画書を提出した上で、資機材を使用すること。ただし業務着手後、より条件に合った資機材がある場合には、環境省担当官の承諾を得て、それを使用することができる。
- ②受注者は、豪雨、出水、土石流及びその他の天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくこと。
- ③受注者は、業務期間中、作業場及びその周辺についての監視及び連絡を行い、安全を確保すること。
- ④受注者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するものとする。

(3) 安全管理

- ①受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により、半日以上時間を割り当て、次の各号における安全に関する研修及び訓練等を実施すること。

なお、業務計画書に当該業務の内容に応じた研修及び訓練等の具体的な計画を作成し環境省担当官に提出すること。また、その実施状況を記録した資料を整備及び保管し、環境省担当官の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出すること。
- 1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2) 作業内容の周知徹底
- 3) 作業の安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- 4) 作業における災害対策訓練
- 5) 作業現場で予想される事故対策
- 6) その他、研修及び訓練等として必要な事項
- ②受注者は、所轄警察署、所轄消防署、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と連絡体制を確立し、安全を確保すること。
- ③受注者は、保管場所内で隣接し又は同一場所において別途作業がある場合は、受注者間の安全業務に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うこと。
- ④受注者は、安全確保を最優先とし、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておくこと。
- ⑤災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに環境省担当官及び関係機関に通知すること。

(4) 交通安全対策

受注者は、交通災害の防止のため、本業務に係る廃棄物、資材等の運搬に際し、以下によるものとする。

- ①道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「過積載による違法運行の防止対策について」その他の関係法令、ガイドラインを遵守すること。
- ②見通しのきかない踏切、交差点及び転落の恐れがある路肩等の危険個所では、徐行の徹底等の安全運転を遵守すること。
- ③交通労働災害防止のための管理体制等を確立し、適正な労働時間、走行の管理を行うこと。
- ④過積載の防止に関する周知、啓発その他の交通安全教育を実施すること。

5. 提出書類等

本業務の実施に当たっては、下記の書類等を滞りなく提出すること。書類等の様式は、環境省担当官と協議の上定めること。

(1) 業務計画書

- ①受注者は、本業務の実施に当たって、作業開始前に業務計画書を作成し、環境省担当官と協議し、その承諾を得ること。
- ②受注者は、業務計画書を遵守し業務に当たらなければならない。
- ③受注者は、業務計画書の作成に当たって、次の事項を記載しなければならない。

なお、環境省担当官が業務計画書の補足又は追加を求めた場合は、それに応じなければならない。

- 1) 業務概要
 - 2) 計画工程表
 - 3) 現場組織表
 - 4) 作業方法（廃油の回収方法及び指定機械、主要機械及び主要資材等を含む。）
 - 5) 安全管理
 - 6) 緊急時の連絡体制及び対応
 - 7) 交通管理
 - 8) 環境対策
 - 9) その他環境省担当官が指示する事項
- ④業務計画書作成に当たって、契約書及び設計図書に指定されている事項については、軽微なものを除き記載すること。
 - ⑤業務計画書の内容に下記に示す変更が生じた場合は、環境省担当官に説明し業務計画書を修正しなければならない。

なお、変更した業務計画書は、日付や内容を一覧表にして加除式で作成するものとする。

(2) 廃油の回収、積込及び運搬関係

- ①使用車両については、「業務車両届」を提出すること。また、使用車両に変更がある場合は、「業務車両変更届」を提出すること。これらの「業務車両届」又は「業務車両変更届」と合わせて添付資料として、車検証及び任意保険証の写しを提出すること。
- ②業務従事者については、「業務従事者届」を提出し、業務従事者に変更がある場合は、「業務

従事者変更届」を提出すること。

- ③放射性物質汚染対処特措法施行規則及び「特定廃棄物関係ガイドライン（平成25年3月第2版環境省）」に基づき廃棄物の回収車に備え付ける「必要事項書面」を回収作業開始前に提出すること。
- ④業務日ごとに作成した「作業日報」、これらを集計した「作業月報」、3.(5)の測定結果及び「業務終了報告書（月毎）」を毎翌月10日までに提出すること。
- ⑤現地確認を実施した場合は、「作業日報」「作業月報」「業務終了報告書」に反映すること。
- ⑥放射性物質汚染対処特措法施行規則及び「特定廃棄物関係ガイドライン」に基づき作成し、保存することとされている廃油の回収、運搬に関する記録の写しを毎翌月10日までに提出すること。
- ⑦回収作業中の写真は、どのように作業が行われているか分かるように撮り、毎翌月10日までに提出すること。なお、写真の中に日付と作業内容を記載したボード等を含めて写すこと。

(3) その他、環境省担当官が指示する書類等

6. 法令遵守

本業務に係る作業を実施するに当たっては、当該作業に係る関係法令等を遵守すること。想定される関係法令等は、以下のとおり。

- ・放射性物質汚染対処特措法
- ・放射性物質汚染対処特措法施行規則
- ・消防法
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・除染電離側（「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」、その他関係するガイドライン等を含む。）
- ・道路交通法
- ・個人情報保護法
- ・その他関係法令等（「特定廃棄物関係ガイドライン」、その他関係するガイドライン等を含む。）

7. 業務の再委託

放射性物質汚染対処特措法及び同法施行規則により、本業務の内容のうち廃油の積込み、運搬及び保管に該当する作業について受注者が再委託（当該部分を他の者に委託することをいう。以下同じ。）を行う場合には、本業務に係る契約書（その添付資料を含む。以下同じ。）に、受注者が当該再委託をしようとする者を記載すること等の措置が必要となる。

受注者が当該契約書に記載のない者に対し当該再委託をし、当該者が当該作業を行った場合、同法の規定に抵触することとなるので、留意すること。また、当該再委託を受けた者が、当該作業をさらに他の者に委託（再々委託）し、当該再々委託を受けた者が当該作業を行った場合も、同法の規定に抵触することとなるので、留意すること。

8. 必要経費の負担

- (1) 本業務の経費には、人件費、燃料代及びその他の消耗品に係る諸経費等の業務に必要な一切の経費を含むものとする。

- (2) 受注者が希望する場合は、環境省が運営する検査場において、内部被ばく検査を無料にて受診することができる。受診を希望する場合は、事前に受診方法の詳細について環境省担当官と協議すること。

9. 作業員への特殊勤務手当の支払い

- (1) 受注者は、作業環境の特殊性に鑑み、以下の①、②又は③に掲げる作業に従事する作業員に対し、適正な労賃に加え、特殊勤務手当として当該①、②又は③に定める額（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額）を支給しなければならない。ただし、本作業と同程度に特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その労賃の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。
- ①除染電離則に規定する除染等業務に該当する作業（セシウム134及びセシウム137の放射能濃度が1万Bq/kg超の廃棄物の収集、運搬又は保管、セシウム134及びセシウム137の放射能濃度が1万Bq/kg超の土壌等を取り扱う仮設処理施設の設置に係る土地の造成、掘削又は埋戻し等）であることを発注者が認めた作業
- ・ 帰還困難区域において行われる作業：6,600円/日
- ②電離則に規定する事故由来廃棄物等処分業務に該当する作業（セシウム134及びセシウム137の放射能濃度が1万Bq/kg超の廃棄物の業務等）であることを発注者が認めた作業
- ・ 帰還困難区域において行われる作業：6,600円/日
- ③帰還困難区域又は居住制限区域で行われる作業（資材搬入等の自動車運転作業等であってこれらの区域に1月あたり40時間以上滞在することが見込まれないものを除き、①又は②に該当しないものに限る。）であることを発注者が認めた作業
- 人事院規則9-129(東日本大震災に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例)に定める災害応急作業等手当の額に準じた額
- (2) 受注者は、本業務に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合には、受注者その他の者から当該作業の全部又は一部を請け負った者（以下「下請負人」という。）をして、前項①、②又は③に掲げる作業に従事する作業員に対し、適正な労賃に加え、特殊勤務手当として当該①、②又は③に定める額（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額）を支給させなければならない。
- (3) 受注者は、本業務に係る作業員（受注者が本業務に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人に係る作業員を含む。以下この条において同じ。）に係る労働条件通知書(労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面をいう。)に、特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう、必要な措置（受注者が本業務に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人に対する周知その他の措置を含む。）を講じなければならない。
- (4) 受注者は、本業務に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則として毎月毎に賃金台帳等の書類（受注者が本業務に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人が作成したものを含む。次項において同じ。）で確認しなければならない。
- (5) 受注者は、本業務に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、前項の確認終了後、速やかに、発注者が指定する書類に賃金台帳等の書類を添付して、発注者に提示し、検査を受けなければならない。

10. 損害賠償

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により生じた損害は、全て受注者の負担により賠償するものとする。
- (2) 受注者は、作業遂行中に事故、火災等が発生した場合は、速やかに環境省担当官に報告するとともに、損害賠償責任その他一切の責を負ってその処理に当たるものとする。

11. 地元雇用等

受注者は、本業務の内容の一部を他の者に委託する場合は、地元事業者（福島県の浜通り又は中通り地方に本店を有する事業者）を優先的に利用するよう努めること。また、受注者は、本業務に係る作業従事者を雇用する場合には、地元住民（福島県の浜通り及び中通り地方に居住する住民）を優先的に雇用するよう努めること。

12. 成果物

- ・印刷物（紙媒体）及び電子媒体（DVD-R）
- ・4に掲げる書類等及びその他環境省担当官が指示する書類の複写をまとめた報告書を取りまとめ提出すること。
- ・紙媒体：報告書 2部（A4版）
- ・電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2式
（各アプリケーションソフト作成データ及びそのPDF）
報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。
- ・提出場所：福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 放射能汚染廃棄物対策課

13. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受注者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受注者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

14. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、受注業務の開始時に、受注業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付

けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、受注業務において受注者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において受注業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 受注者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、受注業務において受注者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受注者は、受注業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

15. 支払い

支払いは、工種毎に行われた数量を「作業月報」等で環境省担当官が確認の上、請求書に基づき、支払うものとする。

16. 中立公平性の確保

- (1) 受注者は、環境省が今後発注する、本業務に係る発注者支援業務（発注者が行う施設管理、設計・積算及び発注、監督等に関し、発注者を補助する業務をいう。以下同じ。）に係る入札に参加してはならない。

- (2) 受注者は、本業務の全部又は一部を、本業務に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の①又は②の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。

①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

また、本工事に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。

- (3) 受注者は、本業務に係る発注者支援業務の全部又は一部を、他の者から委任され、又は請け負ってはならない。なお、本業務に係る発注者支援業務の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。

- (4) 受注者は、本業務に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者から、本業務に係る人員等の出向・派遣を受けてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の①又は②の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。

①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

また、本業務に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。

- (5) 受注者が前各項に違反する場合、環境省は受注者と締結した本業務に係る契約の一切を無条件で解除することができ、受注者はその結果被った不利益について、環境省にいかなる損害賠償も請求できないものとする。

17. その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン14)」以降で作成したもの)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン14)」以降で作成したもの)
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン14)」以降で作成したもの)
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、それらの電子ファイルを「PDF ファイル形式」で保存した成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R、CD-R または BD-R (25GB・50GB、以下「DVD-R 等」という。) とし、データを追記・書き換えできない方式で保存すること。また、事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず付記すること。DVD-R 等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成に当たっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作成した上で、データを保存すること。

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

4. ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新のデ

ータにアップデートしたものを利用すること。

5. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1) 「工事・業務番号」 (別途指定する工事番号を記載すること。)
- 2) 「工事・業務名称」 (正式名称を記載すること。)
- 3) 「作成年月」 (工期終了時の年月を記載すること。)
- 4) 「発注者名」 (正式名称を記載すること。)
- 5) 「受注者名」 (正式名称を記載すること。)
- 6) 「何枚目／総枚数」 (総枚数の何枚目であるかを記載すること。)
- 7) 「発注者署名欄」 (主任監督員又は主任調査職員が署名すること。)
- 8) 「受注者氏名欄」 (現場代理人又は管理技術者が署名すること。)

(表記方法にかかる留意事項)

- ・ ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・ 電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響に鑑み、行わないこと。
- ・ 表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。



(電子媒体への表記例)

数 量 総 括 表

件 名	令和2年度対策地域内廃油回収等業務(その3)(単価契約)		
分 類	項 目	予定数量	単位
準備費			
	業務計画作成	1	式
	現地調査	1	式
積込・運搬費			
	積込・運搬(パワーゲート付2tトラック)	10	台
	積込・運搬(クレーン装置付4tトラック)	10	台
	積込・運搬(12tトラック)	2	台
	積込・運搬(4tタンクローリー)	5	台
	積込・運搬(12tタンクローリー)	2	台
廃油容器等返却費			
	廃油容器等返却(パワーゲート付2tトラック)	1	台
処分費			
	第1石油類処分	500	ℓ
	第2～第4石油類処分	40,000	ℓ
	不明混合廃油処分	3,000	ℓ
管理費			
	表面線量測定費	900	測点
	処理施設の空間放射線量測定費	100	測点
	地下水測定費	5	検体
	打合せ	3	回
	報告書作成費	1	式
	特殊勤務手当 帰還困難区域4時間以上	23	人
	特殊勤務手当 帰還困難区域4時間未満	10	人
	防じんマスク	33	個
	個人線量計	33	台
	安全講習費	5	人
	電離放射線健康診断	5	人
	除染登録管理制度	5	人

令和2年度対策地域内廃油回収等業務(その3)(単価契約)

環境省 福島地方環境事務所

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
廃油回収等業務	式	1			費目行
準備費	式	1			工種行
業務計画作成	式	1			1号代価表 4頁
現地調査	式	1			2号代価表 5頁
積込・運搬費	式	1			工種行
積込・運搬(パワーゲート付2tトラック)	台	10			3号代価表 6頁
積込・運搬(クレーン装置付4tトラック)	台	10			4号代価表 7頁
積込・運搬(12tトラック)	台	2			5号代価表 8頁
積込・運搬(4tタンクローリー)	台	5			6号代価表 9頁
積込・運搬(12tタンクローリー)	台	2			7号代価表 10頁
廃油容器等返却費	式	1			工種行
廃油容器等返却(パワーゲート付2tトラック)	台	1			8号代価表 11頁
処分費	式	1			工種行
第1石油類処分	L	500			9号代価表 12頁

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
第2～第4石油類処分	L	40,000			10号代価表 13頁
不明混合廃油処分	L	3,000			11号代価表 14頁
管理費	式	1			工種行
表面放射線量測定費	測点	900			12号代価表 15頁
処理施設の空間放射線量測定費	測点	100			13号代価表 16頁
地下水測定費	検体	5			14号代価表 17頁
打合せ	回	3			15号代価表 18頁
報告書作成費	式	1			16号代価表 19頁
特殊勤務手当 帰還困難区域4時間以上	人	23			17号代価表 20頁
特殊勤務手当 帰還困難区域4時間未満	人	10			18号代価表 21頁
防じんマスク	個	33			19号代価表 22頁
個人線量計	台	33			20号代価表 23頁
安全講習会費	人	5			21号代価表 24頁
電離放射線健康診断	人	5			22号代価表 25頁

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
除染登録管理制度	人	5			23号代価表 26頁
小計	式	1			
計	式	1			
消費税相当額	式	1			
合計	式	1			

代価表

(1号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	1				
普通作業員	人	3				
諸経費	式	1				
計						
1式当り						

代価表

(2号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	4				
普通作業員	人	4				
連絡車(7トハシ)運転に4h械経費及び材料費 乗車定員5名・排気量1.5L	日	4				
諸経費	式	1				
計						
1式当り						

不明混合廃油処分

代価表

(11号代価表)

1L当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
不明混合廃油処分	L	1				
計						
1L当り						

表面放射線量測定費

代価表

(12号代価表)

200 測点当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0:500				
普通作業員	人	3:300				
NaIシンチレーション式サーベイゲ- 賃料	台/運	1:700				
諸経費	式	1				
計						
1 測点 当り						

代価表

(13号代価表)

200 測点当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.500				
普通作業員	人	3.300				
NaIシンチレーション式サーベイメータ 賃料	台/運	1.700				
諸経費	式	1				
計						
1 測点 当り						

代価表

(14号代価表)

16 検体当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.150				
普通作業員	人	1				
材料費	式	1				
検査分析費 $\text{ク}^{\text{60}}\text{ルマニウム}$ 半導体検出器 検出限界:1.0Bq/kg	検体	16				
諸経費	式	1				
計						
1 検体 当り						

打合せ

代価表

(15号代価表)

1回当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.500				
普通作業員	人	0.500				
連絡車(ライトバン)運転に2h機械経費及び材料費 乗車定員5名・排気量1.5L	日	0.500				
諸経費	式	1				
計						
1回当り						

報告書作成費

代価表

(16号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
報告書作成	式	1				
印刷製本費	部	2				
諸経費	式	1				
計						
1式当り						

代価表

(19号代価表)

1個当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
防じんマスク(使い捨てタイプ、粒子捕集効率95%)	個	1				
諸経費	式	1				
計						
1個当り						

代価表

(20号代価表)

1台当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
個人線量計	人/日	1				
諸経費	式	1				
計						
1台当り						

